

3 不適合工事

⑮ ー 工事検査で対比するもの

工事検査通信 No.15

発行：H28年7月20日

出納局 工事検査課



主任、
工事は共通仕様書だけでいいとは限らない話をしましたよね。

そのとおり。
工事の契約毎に、いちいち仕様書を作っていたら面倒だろう。
だから、

- ・ 共通に使える仕様をまとめたのが、共通仕様書。
- ・ 現場特有の事情に合わせてまとめたのが、特記仕様書。
- ・ 契約後に何らかの事情で決めるのが、協議書。



それは、よく分かったんですが、
結局のところ、工事検査では、
現場と何を比較して、適否を判定するか整理したいんです。

そもそも、工事検査では契約書とか約款、設計図書に対比して
「出来形」・「品質」が合致してるかどうかを確認すんだよ。
共通でも特記でも、仕様書は設計図書の一部だからね。
設計図書のことは、共通仕様書の中に書いてあるよ。



・・・ありました。
用語の定義の3番です。
設計図書とは、『特記仕様書、図面、共通仕様書、現場説明書
及び現場説明に対する質問回答書』になっています。

そうそう。
だから、不適合工事の判断も、これらの設計図書等に対して
未竣工か、或いは出来形・品質に不適合がないかを
確認するようになっているんだよ。



主任、設計書の積算が含まれていませんよ？。

よく気が付いたね。
浩二君の言うとおりに、積算は工事検査の対象じゃないんだよ。
そこが、監査とか会計検査と違うところなんだよ。



なるほどです。
積算は、検査の対象になってないんですね。

でも、ちょっと気を付けることがあるのよ。
特記仕様書の中で、
『工事数量は金抜き設計書による』って明示している場合は、
設計書の数量も、検査の対象になってしまうよ。
特記仕様書は、設計図書なんだからね。





でも、それって誰が決めるんですか？

監督員だよ。
それで決裁もらって、入札公告してるんだよ。
まあ、事務所の方針か。



工事検査で、対比されるものは分かった感じです。
あとは、不適合にならないコツを教えてください。

コツはないけど、
よく見ておいた方がいいことはあるけどね。



それ、教えてください。

分かったけど、次回にしよう。



●本日のポイント

工事検査では、工事請負契約書、契約約款及び、設計図書に対比してその適否を判断します。

設計図書等に対して未竣工の場合、或いは設計図書等に対して出来形・品質が適合しない場合は、不適合になります。

設計書は対象になっていませんが、特記仕様書に『数量は金抜き設計書による』と明示している場合は、設計書の数量も検査の対象になります。

(設計図書とは、特記仕様書、図面、共通仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書)

【関係資料】

- ・福島県工事検査実施要綱 第8条
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/159562.pdf>
- ・不適合工事の処理要領 第2条
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/70575.pdf>
- ・共通仕様書 土木工事編Ⅰ 1-1-2 用語の定義
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/153534.pdf>

【登場人物の設定】

○福島県出先の某発注機関



：的丸(ママル) 主任



：浩二(コウジ) 技師